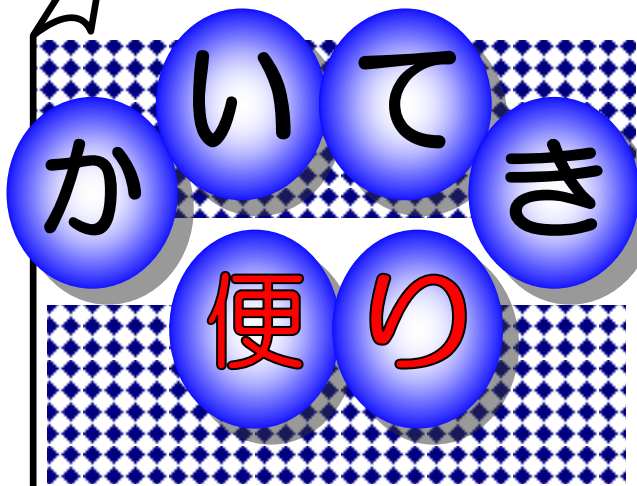


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



- お知らせ
- ・令和3年度介護現場におけるハラスメント対策説明会の実施について
- ・令和4年度指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分について
- ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内
- ・令和4年度介護職員就業促進事業 説明資料配信・募集期間のお知らせ (募集予定 4/1～13 正午)

令和4年3月1日発行 第212号

お知らせ

○令和3年度介護現場におけるハラスメント対策説明会の実施について

令和3年度介護現場におけるハラスメント対策説明会

【配信期間】

令和4年1月24日(月)10:00 から3月31日(木)16:00 まで

【開催方式】

YouTubeにて録画配信

【内容】

- 介護現場のハラスメント対応を考える…株式会社三菱総合研究所 保坂 孝信 様
- 「介護現場におけるハラスメント」の法的留意点…高村浩法律事務所 高村 浩 様
- 事例報告(ハラスメント対策のためのICTを活用した組織づくり)…株式会社メグラス 浅井 有希子 様

本説明会の視聴に当たっては、以下のHPより申込みが可能です。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/kaigo_harasu.html

(東京都福祉保健局 HP)



東京都の実施する介護現場におけるハラスメント対策事業について

東京都では上記の説明会以外にも、管理者等からのメールによる法律相談・介護職員からの電話相談や利用者・ご家族様向けリーフレットの作成等を実施しております。

詳細につきましては、以下のHPをご確認ください。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/kaigo_harasu.html

(東京都福祉保健局 HP)

<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/activity/kaigo-harassment.html>

(東京都社会福祉協議会 HP)



○ 令和4年度指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分について

指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分については、前年度の実績に基づき決定されます（平成12年老企第36号参照）。

については、令和4年度も引き続き事業を実施する全ての事業所は、令和3年度（4月から2月まで）の1月当たりの平均利用延人員数を計算し、令和4年度に算定する通所介護費・通所リハビリテーション費の規模区分を必ず確認してください。

また、令和3年度（4月から2月まで）の営業月が6月に満たない事業所または令和4年4月1日に定員を25%以上変更する事業所は、事業所の利用定員の90%に予定される1月あたりの平均営業日数を乗じて得た数を平均利用延人員数として用いて確認してください。

計算の結果、現在の規模区分から変更になる場合のみ必要書類をご提出ください。

（※規模区分に変更がない場合は、提出は不要です。）

受付期間 令和4年3月1日(火曜日)から3月15日(火曜日)まで【期限必着】

計算方法や必要書類等の案内は、下部 URL からダウンロードできます。

◆ 「通所介護」

【計算方法・必要書類等掲載先】 東京都福祉保健局ホームページ>東京都介護サービス情報>指定後の届出・手続き・通知等>6 通所介護

(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/6_tuukai.html)

【提出及びお問合せ先】 〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階
公益財団法人 東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室 TEL03-3344-8517

◆ 「通所リハビリテーション（介護老人保健施設除く）」

【計算方法・必要書類等掲載先】 東京都福祉保健局ホームページ>東京都介護サービス情報>指定後の届出・手続き・通知等>7 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（病院、診療所のみ）

(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuuriha.html)

【提出及びお問合せ先】 〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階
公益財団法人 東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室 TEL03-3344-8517

◆ 通所リハビリテーション（介護老人保健施設みなし指定）

【計算方法・必要書類等掲載先】 東京都福祉保健局ホームページ>分野別>高齢者>高齢者施設>介護老人保健施設>介護老人保健施設の変更許可申請・変更届出等様式

(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/rouken/henkou.html>)

【提出先及びお問合せ先】 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎26階
東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営担当 TEL03-5320-4264

○「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2021年4月1日から2022年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「暮らしWEB(下記)」を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：無 料

申込条件：●申込者…都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ
その他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者…原則10人以上

申込受付：2021年4月1日から2022年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京暮らしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までFAXにてお送りください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京暮らしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/koure.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込み・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

講座申込 FAX番号：03-5614-0743<FAXのみの受付となります>

TEL03-5614-0635(月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>)

この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、講座を開催しています

○ **令和4年度介護職員就業促進事業 説明資料配信・募集期間のお知らせ****(募集予定 4/1~13 正午)**

東京都では、介護人材不足の解消に向け、介護職員就業促進事業を実施しています。

令和4年度に向けて、介護事業者様向けの事業説明資料・動画を配信します(3月中旬目途)。

配信開始日については、都内介護事業者様宛てに別途お知らせいたしますので、ご興味のある事業者様は、ぜひご覧ください。

【事業概要】

- 介護業務への就労を希望する方を都内の介護保険施設等で雇用(最大 6 か月の有期雇用)し、介護業務に従事してもらうとともに、介護職員初任者研修等を受講してもらいます。
- 雇用期間中の給料・研修受講費用等は、東京都の定める上限額の範囲内で東京都が負担します。
- 希望する場合、有期雇用契約期間終了後の継続雇用も可能です。

【対象等】

対象事業所 都内で介護サービスを提供する介護施設など

対象者 介護業務への就業を希望する離職者など

実施規模 1, 200名程度(1事業所あたり3名まで) <<R3→R4規模拡充! >>

【令和4年度の応募スケジュール(暫定版)】

※確定版のスケジュールは、4月1日以降に東京都福祉保健局のホームページをご覧ください。

【4/1~4/13 正午】

募集期間

【4月下旬】

受託事業者決定

【5月上旬~1/31】

事業期間

- ・事業者の採用活動
- ・11/1 までに雇用開始
- ・研修の受講(有期雇用期間中)

【お問合せ先】

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護人材担当 (TEL 03-5320-4267)

※本事業の実施は、令和4年度歳入歳出予算が東京都議会で可決された場合に確定します。